

(注意)
 ●この届出は被扶養者に異動(増減)生じたときに、その日から5日以内に事業主を経由して組合へ提出(正副二通)するものです。
 (但し、期間を過ぎては提出できないとするものではありません)
 ●被扶養者(家族)の増加の場合は、この届出に被扶養者認定調書および必要書類を添付してご提出ください。
 ●被扶養者(家族)の減少の場合は、資格をはずす家族の健康保険証(資格確認書)と確認書類を添付してご提出ください。
 ※記入されましたら、コピーをとり2枚セットで会社へ提出してください。
 ※退職後加入されている任意継続の方は直接当組合へお送りください。

常務理事	事務長	業務課長	担当者

健康保険 被扶養者(異動)届

一度に3名を超えて申請する場合は、被扶養者(異動)届を追加してご使用ください		記号と番号 123 987654	番号	氏名 健保 太郎	KDDI(健保への加入(予定)日をご記入ください)	8月31日	毎月給与支給額を一定の範囲に当てはめたものとなりますが、ご不明の場合は記入不要です	
勤務する事業所の名称 〇〇〇〇株式会社		資格取得年月日 昭和 平成 6年12月1日		標準報酬月額 340千円				
被保険者住所 〒123-4567 東京都〇〇区〇〇		過去の収入ではなく、加入予定日以降1年間に 見込まれる年間収入をご記入ください ※扶養の減少の場合は記入不要です		同一住所でも、住民票が別の場合には 「別世帯」となります ※扶養の減少の場合は記入不要です		被保険者(本人)の入社(資格取得)と同時に扶養に追加する場合は、 『5.資格取得』に○をし、扶養ははじめた日の欄には『入社日(資格取得日)』をご記入ください(婚姻日や出生日ではありません)		
扶養の増加の場合は、被扶養者認定調書および必要書類を添付してご提出ください	性 別	生 年 月 日	続 柄	業 種	今後1年間の収入見込額	被保険者と被扶養者の世帯別	扶養ははじめた日 又は 扶養しなくなった日	又は 扶養しなくなった理由
増 減	ケンポ ハナコ	昭和 平成 令和 55年3月22日	妻	パート	1,000,000円	同世帯	令和6年12月1日	1.出生 2.結婚 3.退職 4.雇用保険受給終了 5.資格取得 6.その他()
増 減	健保 花子	個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
増 減	ケンポ ジロウ	昭和 平成 令和 14年11月30日	長男	会社員		同世帯	令和7年4月1日	1.就職(勤め先で健康保険加入) 2.雇用保険受給開始 3.離婚 4.その他() 5.死亡 6.収入超過(1.以外の理由)
増 減	健保 二郎	個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
増 減		昭和 平成 令和 年月日				同世帯		【就職(勤め先での健康保険加入)】...就職日(勤め先で健康保険に加入した日) 【雇用保険受給開始】...雇用保険受給資格者証に記載された給付制限期間(給付制限期間がない場合は待期間)満了日の翌日 【離婚】...離婚日 【死亡】...死亡日の翌日 【収入超過】...事実発生日
増 減		個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
ここに記載されている理由で資格をはずす場合には、対応する添付書類を併せてご提出ください		昭和 平成 令和 年月日				同世帯		
◎扶養の【減少】の場合は、資格をはずす家族の健康保険証または資格確認書(※交付を受けていない場合は添付不要)と併せて、以下の添付書類が必要です。		個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
●就職の場合⇒就職先(お勤め先)で交付された資格情報のお知らせ、もしくは資格確認書の写し		個人番号が記入できない理由				別世帯住所 〒		
●雇用保険受給開始の場合⇒雇用保険受給資格者証の写し(受給開始日が印字されているもの)		昭和 平成 令和 年月日				同世帯		
●離婚の場合⇒戸籍謄(抄)本の原本など離婚日の確認できる書類		個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
●死亡の場合⇒死亡診断書の写しなど死亡日の確認できる書類		個人番号が記入できない理由				別世帯住所 〒		
◎扶養の【減少】の場合は、資格をはずす家族の健康保険証または資格確認書(※交付を受けていない場合は添付不要)と併せて、以下の添付書類が必要です。		昭和 平成 令和 年月日				同世帯		
●就職の場合⇒就職先(お勤め先)で交付された資格情報のお知らせ、もしくは資格確認書の写し		個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
●雇用保険受給開始の場合⇒雇用保険受給資格者証の写し(受給開始日が印字されているもの)		個人番号が記入できない理由				別世帯住所 〒		
●離婚の場合⇒戸籍謄(抄)本の原本など離婚日の確認できる書類		昭和 平成 令和 年月日				同世帯		
●死亡の場合⇒死亡診断書の写しなど死亡日の確認できる書類		個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
●死亡の場合⇒死亡診断書の写しなど死亡日の確認できる書類		個人番号が記入できない理由				別世帯住所 〒		
◎扶養の【減少】の場合は、資格をはずす家族の健康保険証または資格確認書(※交付を受けていない場合は添付不要)と併せて、以下の添付書類が必要です。		昭和 平成 令和 年月日				同世帯		
●就職の場合⇒就職先(お勤め先)で交付された資格情報のお知らせ、もしくは資格確認書の写し		個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
●雇用保険受給開始の場合⇒雇用保険受給資格者証の写し(受給開始日が印字されているもの)		個人番号が記入できない理由				別世帯住所 〒		
●離婚の場合⇒戸籍謄(抄)本の原本など離婚日の確認できる書類		昭和 平成 令和 年月日				同世帯		
●死亡の場合⇒死亡診断書の写しなど死亡日の確認できる書類		個人番号(マイナンバー) ※扶養増の場合のみ				別世帯		
●死亡の場合⇒死亡診断書の写しなど死亡日の確認できる書類		個人番号が記入できない理由				別世帯住所 〒		

上記で扶養の【減少】の場合のみ
 ↓
 今回、扶養から外れた方が、国民健康保険などに加入するため、
 当組合の「資格喪失証明書」の交付を希望する場合はし点を記入してください

希望する方はチェックをしてください 資格喪失証明書の交付を希望します

令和 年 月 日提出

社会保険労務士の提出代行印

受付日付印

事業所 担当者名
